

申請に対する処分及び不利益処分一覧表

整理番号	部	課	係	処分区分 (申請/不利益)	処分の概要	根拠区分 (法令/例規)	法令/例規名称	根拠条項	備考
1	建設部	建設課	管理係	申請	道路管理者以外の者が行う工事の承認	法令	道路法	第24条	
2	建設部	建設課	管理係	申請	道路の占用の許可及び変更	法令	道路法	第32条第1項、第3項	
3	建設部	建設課	管理係	申請	特殊車両の通行許可	法令	車両制限令	第12条	
4	建設部	建設課	管理係	申請	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認	法令	河川法	第100条において準用する第20条	
5	建設部	建設課	管理係	申請	河川の流水の占用の許可	法令	河川法	第100条において準用する第23条	
6	建設部	建設課	管理係	申請	河川区域内の土地の占用の許可	法令	河川法	第100条において準用する第24条	
7	建設部	建設課	管理係	申請	河川区域内の土石等の採取の許可	法令	河川法	第100条において準用する第25条	
8	建設部	建設課	管理係	申請	河川区域内の土地における工作物の新築等の許可	法令	河川法	第100条において準用する第26条第1項	
9	建設部	建設課	管理係	申請	河川区域内の土地の掘削等の許可	法令	河川法	第100条において準用する第27条第1項	
10	建設部	建設課	管理係	申請	河川における竹木の流送の許可等	法令	河川法	第100条において準用する第28条	
11	建設部	建設課	管理係	申請	道路占用料の減免	例規	上天草市道路占用料徴収条例	第5条	
12	建設部	建設課	管理係	申請	法定外公共物占用等の許可、変更許可及び更新許可	例規	上天草市法定外公共物管理条例	第4条	
13	建設部	建設課	管理係	申請	法定外公共物占用料等の減免	例規	上天草市法定外公共物管理条例	第12条	
14	建設部	建設課	管理係	申請	準用河川の流水占用料等の減免	例規	上天草市準用河川占用料徴収条例	第4条	
15	建設部	建設課	管理係	不利益	道路工事原因者への工事施行命令	法令	道路法	第22条第1項	
16	建設部	建設課	管理係	不利益	道路における原因者への工事費用負担命令	法令	道路法	第58条第1項	
17	建設部	建設課	管理係	不利益	道路における原因者への附帯工事費用負担命令	法令	道路法	第59条第3項	
18	建設部	建設課	管理係	不利益	道路における工作物管理者への費用負担命令	法令	道路法	第60条	
19	建設部	建設課	管理係	不利益	道路に関する非常災害時の土地の一時使用等	法令	道路法	第68条第1項	
20	建設部	建設課	管理係	不利益	道路の許可等の取消し、工作物除去命令等(法令違反等がある場合)	法令	道路法	第71条第1項	
21	建設部	建設課	管理係	不利益	道路の許可等の取消し、工作物除去命令等(法令違反等がない場合)	法令	道路法	第71条第2項	
22	建設部	建設課	管理係	不利益	道路の負担金等の督促	法令	道路法	第73条第1項	
23	建設部	建設課	管理係	不利益	河川における工事原因者に対する工事施行命令	法令	河川法	第100条において準用する第18条	
24	建設部	建設課	管理係	不利益	河川区域内の土地における工作物用途廃止後の原状回復命令	法令	河川法	第100条において準用する第31条第2項	
25	建設部	建設課	管理係	不利益	河川における原因者への工事費用負担命令	法令	河川法	第100条において準用する第67条	
26	建設部	建設課	管理係	不利益	河川における原因者への附帯工事費用負担命令	法令	河川法	第100条において準用する第68条第2項	
27	建設部	建設課	管理係	不利益	河川の許可等の取消し、工事中止命令等(法令違反等がある場合)	法令	河川法	第100条において準用する第75条第1項	
28	建設部	建設課	管理係	不利益	河川の許可等の取消し、工事中止命令等(法令違反等がない場合)	法令	河川法	第100条において準用する第75条第2項	
29	建設部	建設課	管理係	不利益	河川における損失補償額の原因者への負担命令	法令	河川法	第100条において準用する第76条第3項	
30	建設部	建設課	管理係	不利益	道路占用料の徴収	例規	上天草市道路占用料徴収条例	第2条	
31	建設部	建設課	管理係	不利益	法定外公共物占用料の徴収	例規	上天草市法定外公共物管理条例	第10条	
32	建設部	建設課	管理係	不利益	法定外公共物の占用許可の取消し等	例規	上天草市法定外公共物管理条例	第14条	
33	建設部	建設課	管理係	不利益	法定外公共物における行為等の違反等に係る過料	例規	上天草市法定外公共物管理条例	第16条	
34	建設部	建設課	管理係	不利益	準用河川の流水占用料等の徴収	例規	上天草市準用河川占用料徴収条例	第2条	
35	建設部	建設課	管理係	不利益	準用河川における行為等の違反等に係る追徴金及び過料	例規	上天草市準用河川占用料徴収条例	第6条	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:建設部建設課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	道路管理者以外の者が行う工事の承認
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	道路法第24条
基準規定	道路法第24条 道路法施行令第3条
審査基準	<p>道路法 (道路管理者以外の者の行う工事) 第24条 道路管理者以外の者は、第12条、第13条第3項、第17条第4項若しくは第6項又は第19条から第22条の2までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。</p> <p>道路法施行令 (道路管理者以外の者の行う軽易な道路の維持) 第3条 法第24条但書に規定する道路の維持で政令で定める軽易なものは、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持とする。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月23日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:建設部建設課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	道路の占用の許可及び変更
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	道路法第32条第1項、第3項
基準規定	道路法第32条、第33条、第34条、第35条 道路法施行令第7条～第15条
	<p>道路法 (道路の占用の許可) 第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 (3) 鉄道、軌道その他これらに類する施設 (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設 (7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的 (2) 道路の占用の期間 (3) 道路の占用の場所 (4) 工作物、物件又は施設の構造 (5) 工事実施の方法 (6) 工事の時期 (7) 道路の復旧方法</p> <p>3 第1項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>4 第1項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものである場合においては、第2項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。</p> <p>5 道路管理者は、第1項又は第3項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。</p> <p>(道路の占用の許可基準) 第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p> <p>2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合する</p>

ものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

(1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

(2) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

(3) 前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

(工事の調整のための条件)

第34条 道路管理者は、第32条第1項又は第3項の規定による許可を与えようとする場合において、道路を不経済に損傷し、又は道路の交通に著しい支障を及ぼさないために必要があると認めるときは、当該申請に係る道路の占用に関する工事と他の申請に係る道路の占用に関する工事若しくは他の道路占用者の道路の占用又は道路に関する工事とを相互に調整するために当該許可に対して必要な条件を附することができる。この場合において、道路管理者は、あらかじめ当該申請に係る道路の占用に関する工事を行おうとする者又は他の道路占用者の意見を聞かなければならない。

(国の行う道路の占用の特例)

第35条 国の行う事業のための道路の占用については、第32条第1項及び第3項の規定にかかわらず、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば足りる。この場合において、同条第2項各号に掲げる事項及び第39条に規定する占用料に関する事項については、政令でその基準を定めることができる。

道路法施行令

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第7条 法第32条第1項第7号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

(1) 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ

(2) 太陽光発電設備及び風力発電設備

(3) 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設

(4) 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設

(5) 土石、竹木、瓦その他の工事用材料

(6) 防火地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第5号の防火地域をいう。以下同じ。)内に存する建築物(以下「既存建築物」という。)を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)を建築する場合(既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地(その近接地を含む。))又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。))において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物

(7) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物(当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。)に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設

(8) 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第33条第2項第2号

に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地(以下「特定連結路附属地」という。)に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設(第13号に掲げる施設を除く。)でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

(9) トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設

(10) 次に掲げる道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場

イ 都市計画法第8条第1項第3号の高度地区(建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。)及び高度利用地区並びに同項第4号の2の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路

ロ 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第36条の3第1項に規定する特定都市道路(イに掲げる道路を除く。)

(11) 建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路(車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。)の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの

(12) 道路の区域内の地面に設ける自転車(側車付きのものを除く。以下同じ。)、原動機付自転車(側車付きのものを除く。)又は道路運送車両法第3条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの(いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。)を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(第9号に掲げる施設に設けるものを除く。)

(13) 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

(道路の占用の軽易な変更)

第8条 法第32条第2項各号に掲げる事項の変更で道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものは、左の各号に掲げるものとする。

(1) 占用物件の構造の変更であつて重量の著しい増加を伴わないもの。

(2) 道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない物件の占用物件に対する添加であつて、当該道路占用者が当該占用の目的に附随して行うもの。

(占用の期間に関する基準)

第9条 法第32条第2項第2号に掲げる事項についての法第33条第1項の政令で定める基準は、占用の期間又は占用の期間が終了した場合においてこれを更新しようとする場合の期間が、次の各号に掲げる工作物、物件又は施設の区分に応じ、当該各号に定める期間であることとする。

(1) 次に掲げる工作物、物件又は施設 10年以内

イ 水道法(昭和32年法律第177号)による水管(同法第3条第2項に規定する水道事業又は同条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供するものに限る。)

ロ 工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による水管(同法第2条第4項に規定する工業用水道事業の用に供するものに限る。)

ハ 下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道管

ニ 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)又は全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)による鉄道で公衆の用に供するもの

ホ ガス事業法(昭和29年法律第51号)によるガス管(同法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。)

ヘ 電気事業法(昭和39年法律第170号)による電柱又は電線(同法第2条第1項第17号に規定する電気事業者(同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。)がその事業の用に供するものに限る。)

ト 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による電柱、電線又は公衆電話所(同法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。)

チ 石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)による石油管(同法第2条第3項に規定する石油パイプライン事業の用に供するものに限る。)

(2) その他の法第32条第1項各号に掲げる工作物、物件又は施設 5年以内

(一般工作物等の占用の場所に関する基準)

第10条 法第32条第2項第3号に掲げる事項についての同条第1項各号に掲げる工作物、物件又は施設(電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、ガス管、石油管、第7条第2号に掲げる工作物、同条第3号に掲げる施設、同条第6号に掲げる仮設建築物、同条第7号に掲げる施設、同条第8号に掲げる施設、同条第11号に掲げ

る応急仮設建築物及び同条第12号に掲げる器具を除く。以下この条において「一般工作物等」という。)に関する法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 一般工作物等(鉄道の軌道敷を除く。以下この号において同じ。)を地上(トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地上を除く。次条第1項第2号、第11条の2第1項第1号、第11条の3第1項第1号、第11条の6第1項、第11条の7第1項及び第11条の8第1項において同じ。)に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所(特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、口及びハのいずれにも適合する場所)であること。

イ 一般工作物等の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。

(イ) 法面

(ロ) 側溝上の部分

(ハ) 路端に近接する部分

(ニ) 歩道(自転車歩行者道を含む。第11条の6第1項第2号及び第11条の9第1項第2号を除き、以下この章において同じ。)内の車道(自転車道を含む。第11条の6第1項第1号、第11条の9第1項第1号及び第11条の10第1項第1号を除き、以下この章において同じ。)に近接する部分

(5) 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合にあつては、分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分

ロ 一般工作物等の道路の上空に設けられる部分(法敷、側溝、路端に近接する部分、歩道内の車道に近接する部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分の上空にある部分を除く。)がある場合においては、その最下部と路面との距離が4.5メートル(歩道上にあつては、2.5メートル)以上であること。

ハ 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。

(2) 一般工作物等を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて、路面をしばしば掘削し、又は他の占用物件と錯そうするおそれのない場所であること。

ロ 保安上又は工事実施上の支障のない限り、他の占用物件に接近していること。

ハ 道路の構造又は地上にある占用物件に支障のない限り、当該一般工作物等の頂部が地面に接近していること。

(3) 一般工作物等をトンネルの上に設ける場合においては、トンネルの構造の保全又はトンネルの換気若しくは採光に支障のない場所であること。

(4) 一般工作物等を高架の道路の路面下に設ける場合においては、高架の道路の構造の保全に支障のない場所であること。

(5) 一般工作物等を特定連結路附属地に設ける場合においては、連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさない場所であること。

電柱又は公衆電話所の占用の場所に関する基準)

第11条 法第32条第2項第3号に掲げる事項についての電柱又は公衆電話所に関する法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。

(2) 電柱(鉄道の電柱を除く。)を地上に設ける場合においては次のいずれにも適合する場所であり、鉄道の電柱又は公衆電話所を地上に設ける場合においてはイに適合する場所であること。

イ 電柱又は公衆電話所の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。

(イ) 法面(法面のない道路にあつては、路端に近接する部分)

(ロ) 歩道内の車道に近接する部分

ロ 同一の線路に係る電柱を道路(道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分を除く。以下この号において同じ。)に設ける場合においては、道路の同じ側であること。

ハ 電柱を歩道を有しない道路に設ける場合において、その反対側に占用物件があるときは、当該占用物件との水平距離が8メートル以上であること。

2 前条第2号から第5号までの規定は電柱について、同条第1号(ハに係る部分に限る。)及び第2号から第5号までの規定は公衆電話所について準用する。

(電線の占用の場所に関する基準)

第11条の2 法第32条第2項第3号に掲げる事項についての電線に関する法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 電線を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 電線の最下部と路面との距離が5メートル(既設の電線に附属して設ける場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合にあつては4.5メートル、歩道上にあつては2.5メートル)以上であること。

ロ 電線を既設の電線に附属して設ける場合においては、保安上の支障がなく、かつ、技術上やむを得ないとき又は公益上やむを得ない事情があると認められるときを除き、当該既設の電線に、これと錯そうするおそれがなく、かつ、保安上の支障のない程度に接近していること。

(2) 電線を地下(トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地下を除く。次条第1項第2号及び第11条の4第1項において同じ。)に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 道路を横断して設ける場合及び車道(歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の3分の2に相当する路面の中央部。以下この号及び第11条の7第1項第2号において同じ。)以外の部分に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときに電線の本線を車道の部分に設ける場合を除き、車道以外の部分であること。

ロ 電線の頂部と路面との距離が、保安上又は道路に関する工事の実施上の支障のない場合を除き、車道にあつては0.8メートル、歩道(歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の3分の2に相当する路面の中央部以外の部分。次条第1項第2号イ並びに第11条の7第1項第2号及び第3号において同じ。)にあつては0.6メートルを超えていること。

(3) 電線を橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、桁の両側又は床版の下であること。

2 第10条第2号から第5号まで及び前条第1項第1号の規定は、電線について準用する。

(水管又はガス管の占用の場所に関する基準)

第11条の3 法第32条第2項第3号に掲げる事項についての水管又はガス管に関する法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 水管又はガス管を地上に設ける場合においては、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。

(2) 水管又はガス管を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 道路を横断して設ける場合及び歩道以外の部分に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときに水管又はガス管の本線を歩道以外の部分に設ける場合を除き、歩道の部分であること。

ロ 水管又はガス管の本線の頂部と路面との距離が1.2メートル(工事实施上やむを得ない場合にあつては、0.6メートル)を超えていること。

2 第10条第1号(ロに係る部分に限る。)及び第2号から第5号まで、第11条第1項第1号並びに前条第1項第3号の規定は、水管又はガス管について準用する。

(下水道管の占用の場所に関する基準)

第11条の4 法第32条第2項第3号に掲げる事項についての下水道管に関する法第33条第1項の政令で定める基準は、下水道管の本線を地下に設ける場合において、その頂部と路面との距離が3メートル(工事实施上やむを得ない場合にあつては、1メートル)を超えていることとする。

2 第10条第1号(ロに係る部分に限る。)及び第2号から第5号まで、第11条第1項第1号、第11条の2第1項第3号並びに前条第1項第1号及び第2号(イに係る部分に限る。)の規定は、下水道管について準用する。

(石油管の占用の場所に関する基準)

第11条の5 法第32条第2項第3号に掲げる事項についての石油管に関する法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) トンネルの上の道路がない区域に設ける場合及び地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認められる場合を除き、地下であること。

(2) 石油管を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

と。
イ 道路を横断して設ける場合及びトンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域に設ける場合を除き、原則として車両の荷重の影響の少ない場所であり、かつ、石油管の導管と道路の境界線との水平距離が保安上必要な距離以上であること。

ロ 道路の路面下に設ける場合においては、高架の道路の路面下の道路がない区域に設ける場合を除き、次に定めるところによる深さの場所であること。

(イ) 市街地においては、防護構造物により石油管の導管を防護する場合にあつては当該防護構造物の頂部と路面との距離が1.5メートルを、その他の場合にあつては石油管の導管の頂部と路面との距離が1.8メートルを超えていること。

(ロ) 市街地以外の地域においては、石油管の導管の頂部(防護構造物によりその導管を防護する場合にあつては、当該防護構造物の頂部)と路面との距離が1.5メートルを超えていること。

ハ 道路の路面下以外の場所に設ける場合においては、トンネルの上の道路がない区域に設ける場合を除き、当該石油管の導管の頂部と地面との距離が1.2メートル(防護工又は防護構造物によりその導管を防護する場合においては、市街地にあつては0.9メートル、市街地以外の地域にあつては0.6メートル)を超えていること。

ニ 高架の道路の路面下に設ける場合においては、道路を横断して設ける場合を除き、当該石油管の導管と道路の境界線との水平距離が保安上必要な距離以上であること。

(3) 石油管を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ トンネルの中でないこと。

ロ 高架の道路の路面下の道路のない区域にあつては、当該高架の道路の桁の両側又は床版の下であり、かつ、当該石油管を取り付けることができる場所であること。

ハ 石油管の最下部と路面との距離が5メートル以上であること。

2 第10条第2号から第5号まで、第11条の2第1項第3号及び第11条の3第1項第1号の規定は、石油管について準用する。この場合において、第10条第2号中「適合する場所」とあるのは、「適合する場所(高架の道路の路面下の地下に設ける場合にあつては、イ及びロに適合する場所)」と読み替えるものとする。

(太陽光発電設備等の占用の場所に関する基準)

第11条の6 法第32条第2項第3号に掲げる事項についての第7条第2号に掲げる工作物、同条第3号に掲げる施設又は同条第8号に掲げる施設(以下この条において「太陽光発電設備等」という。)に関する法第33条第1項の政令で定める基準は、太陽光発電設備等を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であることとする。

(1) 太陽光発電設備等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあること。

(2) 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該太陽光発電設備等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあつては道路構造令(昭和45年政令第320号)第10条第3項本文、第10条の2第2項又は第11条第3項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第30条第3項の条例で定める幅員であること。

2 第10条第1号(ロ及びハに係る部分に限る。)及び第2号から第5号までの規定は、太陽光発電設備等について準用する。

(特定仮設店舗等の占用の場所に関する基準)

第10条の7 法第32条第2項第3号に掲げる事項についての第7条第6号に掲げる仮設建築物又は同条第7号に掲げる施設(以下「特定仮設店舗等」という。)に関する法第33条第1項の政令で定める基準は、特定仮設店舗等を地上に設ける場合において、次のいずれにも適合する場所であることとする。

(1) 道路の一方の側に設ける場合にあつては12メートル以上、道路の両側に設ける場合にあつては24メートル以上の幅員の道路であること。

(2) 法面、側溝上の部分又は歩道上の部分(道路の構造又は道路の周辺の状況上やむを得ないと認められる場合において、当該道路の交通に著しい支障を及ぼさないときにあつては、これらの部分及び車道内の歩道に近接する部分)であること。

(3) 歩道上の部分に設ける場合においては、特定仮設店舗等を設けたときに歩行者がその一方の側を通行することができる場所であること。

(4) 特定仮設店舗等を設けることによつて通行することができなくなる路面の部分の幅員が道路の一方の側につき4メートル以下であること。

2 第10条第1号(ハに係る部分に限る。)及び第2号から第5号までの規定は、特定仮設店舗等について準用する。

(応急仮設住宅の占用の場所に関する基準)

第11条の8 法第32条第2項第3号に掲げる事項についての第7条第11号に掲げる応急仮設建築物(以下「応急仮設住宅」という。)に関する法第33条第1項の政令で定める基準は、応急仮設住宅を地上に設ける場合においては、次の各号のいずれかに該当する位置にあることとする。

- (1) 法面
- (2) 側溝上の部分
- (3) 路端に近接する部分(車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。)

2 第10条第1号(ロ及びハに係る部分に限る。)及び第2号から第5号までの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(自転車駐車器具の占用の場所に関する基準)

第11条の9 法第32条第2項第3号に掲げる事項についての第7条第12号に規定する自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(以下この条において「自転車駐車器具」という。)に関する法第33条第1項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

(1) 車道以外の道路の部分(分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分を除く。次条第1項第1号において同じ。)であること。

(2) 法面若しくは側溝上の部分又は自転車道、自転車歩行者道若しくは歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該自転車駐車器具を自転車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあつては道路構造令第10条第3項本文、第10条の2第2項又は第11条第3項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第30条第3項の条例で定める幅員であること。

2 第10条第1号及び第5号の規定は、自転車駐車器具について準用する。この場合において、同条第1号中「地上(」とあるのは「地面(」と、「地上を」とあるのは「地面を」と、「次のいずれにも適合する場所(特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、ロ及びハのいずれにも適合する場所)」とあるのは「ロ及びハのいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。

(原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準)

第11条の10 法第32条第2項第3号に掲げる事項についての第7条第12号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(以下この条において「原動機付自転車等駐車器具」という。)に関する法第33条第1項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

(1) 車道以外の道路の部分内の車道に近接する部分であること。

(2) 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該原動機付自転車等駐車器具を原動機付自転車(側車付きのものを除く。)又は二輪自動車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の幅員が、国道にあつては道路構造令第10条第3項本文、第10条の2第2項又は第11条第3項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第30条第3項の条例で定める幅員であること。

2 第10条第1号及び第5号の規定は、原動機付自転車等駐車器具について準用する。この場合において、同条第1号中「地上(」とあるのは「地面(」と、「地上を」とあるのは「地面を」と、「次のいずれにも適合する場所(特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、ロ及びハのいずれにも適合する場所)」とあるのは「ロ及びハのいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。

(構造に関する基準)

第12条 法第32条第2項第4号に掲げる事項についての法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。
イ 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。

- ロ 電柱の脚釘は、路面から1.8メートル以上の高さに、道路の方向と平行して設けるものであること。
- ハ 特定仮設店舗等又は第7条第8号に掲げる施設(特定連結路附属地に設けるものを除く。)にあつては、必要最小限度の規模であり、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。
 - (2) 地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。
- イ 堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。
 - ロ 車道に設ける場合においては、道路の強度に影響を与えないものであること。
- ハ 電線、水管、下水道管、ガス管又は石油管については、各戸に引き込むために地下に設けるものその他国土交通省令で定めるものを除き、国土交通省令で定めるところにより、当該占用物件の名称、管理者、埋設した年その他の保安上必要な事項を明示するものであること。
 - (3) 橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、当該橋又は高架の道路の強度に影響を与えない構造であること。
 - (4) 特定連結路附属地に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。
- イ 連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさないものであること。
- ロ 当該工作物、物件又は施設の規模及び用途その他の状況に応じ、当該工作物、物件又は施設と連絡する道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないように、必要な規模の駐車場及び適切な構造の通路その他の施設を設けるものであること。

(工事実施の方法に関する基準)

第13条 法第32条第2項第5号に掲げる事項についての法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 占用物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。
- (2) 道路を掘削する場合においては、溝掘、つぼ掘又は推進工法その他これに準ずる方法によるものとし、えぐり掘の方法によらないこと。
- (3) 路面の排水を妨げない措置を講ずること。
- (4) 原則として、道路の一方の側は、常に通行することができることとする。
- (5) 工事現場においては、さく又は覆いの設置、夜間における赤色灯又は黄色灯の点灯その他道路の交通の危険防止のために必要な措置を講ずること。
- (6) 前各号に定めるところによるほか、電線、水管、下水道管、ガス管若しくは石油管(以下この号において「電線等」という。)が地下に設けられていると認められる場所又はその付近を掘削する工事にあつては、保安上の支障のない場合を除き、次のいずれにも適合するものであること。
- イ 試掘その他の方法により当該電線等を確認した後に実施すること。
- ロ 当該電線等の管理者との協議に基づき、当該電線等の移設又は防護、工事の見回り又は立会いその他の保安上必要な措置を講ずること。
- ハ ガス管又は石油管の付近において、火気を使用しないこと。

(工事の時期に関する基準)

第14条 法第32条第2項第6号に掲げる事項についての法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 他の占用に関する工事又は道路に関する工事の時期を勘案して適当な時期であること。
- (2) 道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期であること。特に道路を横断して掘削する工事その他道路の交通を遮断する工事については、交通量の最も少ない時間であること。

(道路の復旧の方法に関する基準)

第15条 法第32条第2項第7号に掲げる事項についての法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 占用のために掘削した土砂を埋め戻す場合においては、層ごとに行うとともに、確実に締め固めること。
- (2) 占用のために掘削した土砂をそのまま埋め戻すことが不相当である場合においては、土砂の補充又は入換えを行つた後に埋め戻すこと。
- (3) 砂利道の表面仕上げを行う場合においては、路面を砂利及び衣土をもつて掘削前の路面形に締め固めること。

標準処理期間	14日
更新日	平成29年3月23日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:建設部建設課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	特殊車両の通行許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	車両制限令第12条
基準規定	車両制限令第3条、第5条～第12条
	<p>(車両の幅等の最高限度)</p> <p>第3条 法第47条第1項の車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 幅 2.5メートル</p> <p>(2) 重量 次に掲げる値</p> <p>イ 総重量 高速自動車国道又は道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあつては25トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値、その他の道路を通行する車両にあつては20トン</p> <p>ロ 軸重 10トン</p> <p>ハ 隣り合う車軸に係る軸重の合計 隣り合う車軸に係る軸距が1.8メートル未満である場合にあつては18トン(隣り合う車軸に係る軸距が1.3メートル以上であり、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重がいずれも9.5トン以下である場合にあつては、19トン)、1.8メートル以上である場合にあつては20トン</p> <p>ニ 輪荷重 5トン</p> <p>(3) 高さ 道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあつては4.1メートル、その他の道路を通行する車両にあつては3.8メートル</p> <p>(4) 長さ 12メートル</p> <p>(5) 最小回転半径 車両の最外側のわだちについて12メートル</p> <p>2 バン型のセミトレーラ連結車(自動車と前車軸を有しない被けん引車との結合体であつて、被けん引車の一部が自動車に載せられ、かつ、被けん引車及びその積載物の重量の相当の部分が自動車によつて支えられるものをいう。以下同じ。)、タンク型のセミトレーラ連結車、幌枠型のセミトレーラ連結車及びコンテナ又は自動車の運搬用のセミトレーラ連結車並びにフルトレーラ連結車(自動車と一の被けん引車との結合体であつて、被けん引車及びその積載物の重量が自動車によつて支えられないものをいう。以下同じ。)で自動車及び被けん引車がバン型の車両、タンク型の車両、幌枠型の車両又はコンテナ若しくは自動車の運搬用の車両であるものの総重量の最高限度は、前項の規定にかかわらず、高速自動車国道を通行するものにあつては36トン以下、その他の道路を通行するものにあつては27トン以下で、車両の軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値とする。</p> <p>3 高速自動車国道を通行するセミトレーラ連結車又はフルトレーラ連結車で、その積載する貨物が被けん引車の車体の前方又は後方にはみ出していないものの長さの最高限度は、第1項の規定にかかわらず、セミトレーラ連結車にあつては16.5メートル、フルトレーラ連結車にあつては18メートルとする。</p> <p>(幅の制限)</p> <p>第5条 市街地を形成している区域(以下「市街地区域」という。)内の道路で、道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したもの又は一方通行とされているものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員(歩道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない道路で、その路肩の幅員が明らかでないもの又はその路肩の幅員の合計が1メートル未満(トンネル、橋又は高架の道路にあつては、0.5メートル未満)のものにあつては、当該道路の路面の幅員から1メートル(トンネル、橋又は高架の道路にあつては、0.5メートル)を減じたものとする。以下同じ。)から0.5メートルを減じたものをこえないものでなければならない。</p>

審査基準

- 2 市街地区域内の道路で前項に規定するもの以外のもを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から0.5メートルを減じたものの2分の1をこえないものでなければならない。
- 3 市街地区域内の駅前、繁華街等にある歩行者の多い道路で道路管理者が指定したものの歩道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない区間を道路管理者が指定した時間内に通行する車両についての前2項の規定の適用については、第1項中「0.5メートルを減じたもの」とあるのは「1メートルを減じたもの」と、第2項中「0.5メートル」とあるのは「1.5メートル」とする。
- 第6条 市街地区域外の道路(道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したものを除く。以下次項において同じ。)で、一方通行とされているもの又はその道路におおむね300メートル以内の区間ごとに待避所があるもの(道路管理者が自動車の交通量が多いため当該待避所のみでは車両のすれ違いに支障があると認めて指定したものを除く。)を通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から0.5メートルを減じたものをこえないものでなければならない。
- 2 市街地区域外の道路で前項に規定するもの以外のもを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員の2分の1をこえないものでなければならない。
- (総重量、軸重及び輪荷重の制限)
- 第7条 道路構造令(昭和45年政令第320号)第23条第2項の基準(強度に係るものに限る。)を参酌して法第30条第3項の条例で定める基準に適合している舗装がされていない都道府県道又は市町村道で、これに代わるべき他の道路があるものについて、道路管理者が路面の破損を防止するため必要と認められる車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めたときは、当該道路を通行する車両の総重量、軸重又は輪荷重は、当該限度を超えないものでなければならない。ただし、当該道路を通行しなければ目的地に到達することができない車両については、この限りでない。
- 2 融雪、冠水等のため支持力が著しく低下している道路について、道路管理者が路盤又は路床の破損を防止するため必要と認められる車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めたときは、当該道路を通行する車両の総重量、軸重又は輪荷重は、当該限度をこえないものでなければならない。
- 3 前項の規定により道路管理者が車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めようとするときは、国土交通省令で定める構造計算又は試験の方法に基づいてしなければならない。
- (カタピラを有する自動車の制限)
- 第8条 舗装道を通行する自動車は、次の各号の一に該当する場合を除き、カタピラを有しないものでなければならない。
- (1) その自動車のカタピラの構造が路面を損傷するおそれのないものである場合
 - (2) その自動車が当該道路の除雪のために使用される場合
 - (3) その自動車のカタピラが路面を損傷しないように当該道路について必要な措置がとられている場合
- (路肩通行の制限)
- 第9条 歩道、自転車道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない道路を通行する自動車は、その車輪が路肩(路肩が明らかでない道路にあつては、路端から車道寄りの0.5メートル(トンネル、橋又は高架の道路にあつては、0.25メートル)の幅の道路の部分)にはみ出してはならない。
- (通行方法の制限)
- 第10条 第3条第1項第3号の規定による指定を受けた道路について、高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両に関し、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる路肩の通行の禁止その他の通行方法を定めたときは、当該道路を通行する当該車両は、当該通行方法によらなければならない。
- 2 第7条第2項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度が定められている道路について、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる徐行その他の通行方法を定めたときは、当該道路を通行する車両は、当該通行方法によらなければならない。
- (幅の制限の特例)
- 第11条 道路が次の各号の一に該当し、車両の通行に支障のある場合において、道路管理者が交通の円滑を図るためやむを得ない必要があると認めて他の道路を指定したときは、当該他の道路を通行する車両については、第5条及び第6条の規定は、適用しない。
- (1) 道路が破損し、又は欠壊している場合
 - (2) 道路に関する工事が行なわれている場合

	<p>(3) 車両の通行が著しく停滞している場合</p> <p>2 道路管理者は、前項に規定する指定をしようとするときは、あらかじめ都道府県公安委員会(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面にあつては、方面公安委員会)の意見をきかなければならない。</p> <p>(特殊な車両の特例)</p> <p>第12条 幅、総重量、軸重又は輪荷重が第3条に規定する最高限度をこえず、かつ、第5条から第7条までに規定する基準に適合しない車両で、当該車両を通行させようとする者の申請により、道路管理者がその基準に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認定したものは、当該認定に係る事項については、第5条から第7条までに規定する基準に適合するものとみなす。ただし、道路管理者が運転経路又は運転時間の指定等道路の構造の保全又は交通の安全を図るため必要な条件を附したときは、当該条件に従つて通行する場合に限る。</p>
標準処理期間	14日
更新日	平成29年3月23日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:建設部建設課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	河川法第100条において準用する第20条
基準規定	河川法第100条において準用する第20条
審査基準	<p>(河川管理者以外の者の施行する工事等)</p> <p>第20条 河川管理者以外の者は、第11条、第16条の3第1項、第17条第1項及び第18条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。</p> <p>(この法律の規定を準用する河川)</p> <p>第100条 1級河川及び2級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中2級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第13条第2項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月23日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:建設部建設課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	河川の流水の占用の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	河川法第100条において準用する第23条
基準規定	河川法第100条において準用する第23条
審査基準	<p>(流水の占用の許可)</p> <p>第23条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、次条に規定する発電のために河川の流水を占用しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>(この法律の規定を準用する河川)</p> <p>第100条 1級河川及び2級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中2級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第13条第2項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月23日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:建設部建設課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	河川区域内の土地の占用の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	河川法第100条において準用する第24条
基準規定	河川法第100条において準用する第24条
審査基準	<p>(土地の占用の許可)</p> <p>第24条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(この法律の規定を準用する河川)</p> <p>第100条 1級河川及び2級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中2級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第13条第2項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月23日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:建設部建設課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	河川区域内の土石等の採取の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	河川法第100条において準用する第25条
基準規定	河川法第100条において準用する第25条
審査基準	<p>(土石等の採取の許可)</p> <p>第25条 河川区域内の土地において土石(砂を含む。以下同じ。)を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。</p> <p>(この法律の規定を準用する河川)</p> <p>第100条 1級河川及び2級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中2級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第13条第2項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月23日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:建設部建設課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	河川区域内の土地における工作物の新築等の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	河川法第100条において準用する第26条第1項
基準規定	河川法第100条において準用する第26条第1項
審査基準	<p>(工作物の新築等の許可)</p> <p>第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。</p> <p>(この法律の規定を準用する河川)</p> <p>第100条 1級河川及び2級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中2級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第13条第2項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月23日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:建設部建設課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	河川区域内の土地の掘削等の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	河川法第100条において準用する第27条第1項
基準規定	河川法第100条において準用する第27条第1項
審査基準	<p>(土地の掘削等の許可)</p> <p>第27条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前条第1項の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。</p> <p>(この法律の規定を準用する河川)</p> <p>第100条 1級河川及び2級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中2級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第13条第2項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月23日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:建設部建設課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	河川における竹木の流送の許可等
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	河川法第100条において準用する第28条
基準規定	河川法第100条において準用する第28条
審査基準	<p>(竹木の流送等の禁止、制限又は許可)</p> <p>第28条 河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、1級河川にあつては政令で、2級河川にあつては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。</p> <p>(この法律の規定を準用する河川)</p> <p>第100条 1級河川及び2級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中2級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第13条第2項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月23日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:建設部建設課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	道路占用料の減免
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市道路占用料徴収条例第5条
基準規定	上天草市道路占用料徴収条例第5条
審査基準	<p>(占用料の減免)</p> <p>第5条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、占用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国、公共団体又は公益に関する団体が公益事業のため道路を占用するとき。</p> <p>(2) 市長が特に必要があると認めるとき。</p>
標準処理期間	14日
更新日	平成29年3月23日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:建設部建設課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	法定外公共物占用等の許可、変更許可及び更新許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市法定外公共物管理条例第4条
基準規定	上天草市法定外公共物管理条例第4条
審査基準	<p>(行為の許可)</p> <p>第4条 法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。また、その内容を変更または更新しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 法定外公共物の敷地またはその上空若しくは地下を占用し、法定外公共物以外の工作物、構造物等を設置する行為</p> <p>(2) 法定外公共物の敷地の掘削、盛土又はこれらに類する行為</p> <p>(3) 法定外公共物の施設、構造物その他附属物を改築、付替えまたはこれらに類する行為</p>
標準処理期間	14日
更新日	平成29年3月23日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:建設部建設課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	法定外公共物占用料等の減免
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市法定外公共物管理条例第12条
基準規定	上天草市法定外公共物管理条例第12条
審査基準	<p>(占用料の減免)</p> <p>第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減額し、または免除することができる。</p> <p>(1) 国または地方公共団体が公益事業のため占用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 日常の生活の用に供するための目的で占用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。</p>
標準処理期間	14日
更新日	平成29年3月23日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:建設部建設課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	準用河川の流水占用料等の減免
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市準用河川占用料徴収条例第4条
基準規定	上天草市準用河川占用料徴収条例第4条
審査基準	<p>(流水占用料等の減免)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該流水占用料等を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国、公共団体又は公益に関する団体が公益事業のために河川敷地若しくは流水を占用し、又は土石若しくは河川生産物を採取するとき。</p> <p>(2) その他市長が特別の事由があると認めたとき。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部建設課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	道路工事原因者への工事施行命令
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	道路法第22条第1項
基準規定	道路法第22条第1項
処分基準	<p>(工事原因者に対する工事施行命令等) 第22条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部建設課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	道路における原因者への工事費用負担命令
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	道路法第58条第1項
基準規定	道路法第58条第1項
処分基準	<p>(原因者負担金)</p> <p>第58条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部建設課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	道路における原因者への附帯工事費用負担命令
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	道路法第59条第3項
基準規定	道路法第59条第3項
処分基準	<p>(附帯工事に要する費用) 第59条 3 道路管理者は、第一項の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となったものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部建設課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	道路における工作物管理者への費用負担命令
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	道路法第60条
基準規定	道路法第60条
処分基準	<p>(他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用) 第60条 第21条の規定によつて道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基いて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。但し、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部建設課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	道路に関する非常災害時の土地の一時使用等
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	道路法第68条第1項
基準規定	道路法第68条第1項
処分基準	(非常災害時における土地の一時使用等) 第68条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。
聴聞・弁明手続	適用除外(行政手続法第13条第2項)
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部建設課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	道路の許可等の取消し、工作物除去命令等(法令違反等がある場合)
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	道路法第71条第1項
基準規定	道路法第71条第1項
処分基準	<p>(道路管理者等の監督処分)</p> <p>第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部建設課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	道路の許可等の取消し、工作物除去命令等(法令違反等がない場合)
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	道路法第71条第2項
基準規定	道路法第71条第2項
処分基準	<p>(道路管理者等の監督処分) 第71条(略) 2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。 (1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合 (3) 前2号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部建設課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	道路の負担金等の督促
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	道路法第73条第1項
基準規定	道路法第73条第1項
処分基準	<p>(負担金等の強制徴収)</p> <p>第73条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金又は連結料(以下これらを「負担金等」という。)を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外(行政手続法第13条第2項)
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部建設課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	河川における工事原因者に対する工事施行命令
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	河川法第100条において準用する第18条
基準規定	河川法第100条において準用する第18条
処分基準	<p>(工事原因者の工事の施行等)</p> <p>第18条 河川管理者は、河川工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)によつて必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。</p> <p>(この法律の規定を準用する河川)</p> <p>第100条 1級河川及び2級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中2級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第13条第2項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替は、政令で定める。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部建設課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	河川区域内の土地における工作物用途廃止後の原状回復命令
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	河川法第100条において準用する第31条第2項
基準規定	河川法第100条において準用する第31条第2項
処分基準	<p>(原状回復命令等)</p> <p>第31条 第26条第1項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 河川管理者は、前項の届出があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(この法律の規定を準用する河川)</p> <p>第100条 1級河川及び2級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中2級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第13条第2項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替は、政令で定める。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部建設課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	河川における原因者への工事費用負担命令
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	河川法第100条において準用する第67条
基準規定	河川法第100条において準用する第67条
処分基準	<p>(原因者負担金) 第67条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p> <p>(この法律の規定を準用する河川) 第100条 1級河川及び2級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中2級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第13条第2項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替は、政令で定める。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部建設課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	河川における原因者への附帯工事費用負担命令
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	河川法第100条において準用する第68条第2項
基準規定	河川法第100条において準用する第68条第2項
処分基準	<p>(附帯工事に要する費用)</p> <p>第68条 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第26条第1項の許可に付した条件に特別の定めがある場合並びに第37条の2、第58条の12、第95条及び第99条第2項の規定による協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度において、第59条、第60条第2項前段及び第65条の2第1項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。</p> <p>2 河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のために必要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となつた他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p> <p>(この法律の規定を準用する河川)</p> <p>第100条 1級河川及び2級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中2級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第13条第2項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替は、政令で定める。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部建設課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	河川の許可等の取消し、工事中止命令等(法令違反等がある場合)
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	河川法第100条において準用する第75条第1項
基準規定	河川法第100条において準用する第75条第1項
処分基準	<p>(河川管理者の監督処分)</p> <p>第75条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によつて与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却(第24条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物(除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。)若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者</p> <p>(この法律の規定を準用する河川)</p> <p>第100条 1級河川及び2級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中2級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第13条第2項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部建設課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	河川の許可等の取消し、工事中止命令等(法令違反等がない場合)
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	河川法第100条において準用する第75条第2項
基準規定	河川法第100条において準用する第75条第2項
処分基準	<p>(河川管理者の監督処分)</p> <p>第75条</p> <p>2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(1) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。</p> <p>(2) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。</p> <p>(3) 洪水、津波、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可、登録又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。</p> <p>(4) 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。</p> <p>(5) 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。</p> <p>(この法律の規定を準用する河川)</p> <p>第100条 1級河川及び2級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中2級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第13条第2項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部建設課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	河川における損失補償額の原因者への負担命令
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	河川法第100条において準用する第76条第3項
基準規定	河川法第100条において準用する第76条第3項
処分基準	<p>(監督処分に伴う損失の補償等)</p> <p>第76条</p> <p>3 河川管理者は、第1項の規定により河川管理者が補償すべき損失が、前条第2項第5号に該当するものとして同項の規定による処分があつたことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。</p> <p>(この法律の規定を準用する河川)</p> <p>第100条 1級河川及び2級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中2級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第13条第2項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替は、政令で定める。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部建設課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	道路占用料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市道路占用料徴収条例第2条
基準規定	上天草市道路占用料徴収条例第2条
処分基準	<p>(占用料の額) 第2条 占用料の額は、占用物件の所在地の区分に応じ、各単位当たり別表のとおりとし、次に定めるところにより算定する。 (1) 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1か月未満の端数があるときは1か月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1か月未満であるとき、又はその期間に1か月未満の端数があるときは、1か月として計算する。 (2) 面積又は長さにより別表に定める単位に満たない端数がある場合は、切り上げて計算する。 (3) 1件の占用料の額が100円に満たないものは、100円とする。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外(行政手続法又は上天草市行政手続条例第13条第2項)
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部建設課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	法定外公共物占用料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市法定外公共物管理条例第10条
基準規定	上天草市法定外公共物管理条例第10条
処分基準	<p>(占用料の徴収)</p> <p>第10条 市長は、法定外公共物の占用を許可したときは、その許可を受けた者から占用料を徴収する。</p> <p>2 占用料の額及び徴収方法は、道路法の適用又は準用を受けない道路、土揚場等の公共物においては、上天草市道路占用料徴収条例(平成16年条例第147号)第2条、第3条及び第4条並びに河川法の適用又は準用を受けない河川、河川の堤防、水路、みぞ、池沼、ため池等の公共物においては、上天草市準用河川占用料徴収条例(平成16年条例第154号)第2条及び第3条の規定を準用する。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項)
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部建設課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	法定外公共物の占用許可の取消し等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市法定外公共物管理条例第14条
基準規定	上天草市法定外公共物管理条例第14条
処分基準	<p>(監督処分)</p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、この条例の規定によって与えた許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、または原状回復を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例またはこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 第5条の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 詐欺その他不正の手段により許可を受けたとき。</p> <p>(4) 死亡、解散又は所在不明となった場合において、承継人がいないとき。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対して前項に規定する処分をし、または必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 国または地方公共団体等が法定外公共物に関する工事を施行するため、やむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全または利用上やむを得ない公益上の必要が生じたとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部建設課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	法定外公共物における行為等の違反等に係る過料
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市法定外公共物管理条例第16条
基準規定	上天草市法定外公共物管理条例第16条
処分基準	<p>(過料)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第3条の規定に違反した者</p> <p>(2) 第4条の許可を受けないで同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第5条の条件に違反した者</p> <p>(4) 第9条の規定による原状回復をせず、または検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(5) 第14条の規定による処分又は命令に従わなかった者</p> <p>2 詐欺その他不正の行為により、占用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部建設課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	準用河川の流水占用料等の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市準用河川占用料徴収条例第2条
基準規定	上天草市準用河川占用料徴収条例第2条
処分基準	<p>(流水占用料等の徴収)</p> <p>第2条 市長は、法第23条から第25条までの規定による許可を受けた者から、別表第1及び別表第2の流水占用料及び土石採取料又は別表第3及び別表第4に定める土地占用料及び河川産出物採取料を徴収する。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外(行政手続法又は上天草市行政手続条例第13条第2項)
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部建設課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	準用河川における行為等の違反等に係る追徴金及び過料
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市準用河川占用料徴収条例第6条
基準規定	上天草市準用河川占用料徴収条例第6条
処分基準	<p>(追徴金及び過料)</p> <p>第6条 許可なくして流水占用等をした者又はその他不正の行為により流水占用料等の徴収を免れた者に対しては、所定の流水占用料等を徴収し、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月23日